学校における感染症にかかる登校に関する意見書

大阪府立門真なみはや高等学校　　　年　　　組　　　番

名　前：

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

出席停止期間：　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日

第１種 [治癒]

□ （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第２種 □ インフルエンザ（Ａ型・Ｂ型）　［発症した後５日経過かつ解熱後２日経過]

※特定鳥インフルエンザを除く

□ 百日咳　[特有の咳が消失または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了]

□ 麻しん　[解熱後３日経過]

□ 流行性耳下腺炎　[耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日経過かつ全身状態が良好]

□ 風しん　[発しんが消失]

□ 水痘　[すべての発疹が痂皮化]

□ 咽頭結膜熱　[主要症状消退後２日経過]

□ 結核　[感染のおそれなし]

□ 髄膜炎菌性髄膜炎　[感染のおそれなし]

第３種 [感染のおそれなし]

□ 腸管出血性大腸菌感染症(\*) (\*)便の細菌培養において２回陰性が確認されたものとするのが一般的である

□ 流行性角結膜炎 □ 急性出血性結膜炎

□ コレラ □ 細菌性赤痢 □ 腸チフス □ パラチフス

第３種その他の感染症 ※流行の状況に応じて出席停止とする場合がある

□ （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ その他の意見：

　　　年　　　月　　　日

住　　　所：

医療機関名：

診察医師名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印